

令和6年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

<運営関係>

No	質問	回答
1	3歳児配置改善加算のスライドにある数式では4以上歳児の配置数が25：1ではなく、30：1のままとされている。一方で、4歳児配置改善加算のスライドにある数式では3歳児の配置数が15：1ではなく、20：1のままとされている。 配置基準は3歳児は15：1、4歳以上児は25：1ではないのか。	制度改正により、3歳児は15：1、4歳以上児は25：1が新たな配置基準となっております。新たな配置基準を満たしている場合は公定価格上の給付が行われることになります。 3歳児配置改善加算が適用されるには、3歳児の配置を15：1にする必要がありますが、4歳以上児の配置が25：1である必要はありません。そのため、3歳児配置改善加算のスライドにおける4歳以上児の算式上は1/30のままとしております。 同様に4歳以上児配置改善加算の場合も、4歳以上児において職員配置を25：1に改善できていれば加算対象となるため、3歳児の算式上は1/20のままとしております。 根拠法令等：「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙2 Ⅲ 2～3
2	避難訓練について、地域の関係機関や保護者との連携の下に行う工夫とは具体的にどのように行えばよいか。	スライド7-1の「地域の関係機関や保護者との連携の下に行う工夫」の「地域の関係機関」とは、例えば管轄消防署や避難先として想定される学校が挙げられます。消防署の協力のもと訓練を実施することや、避難先に想定される学校等と協力して訓練を実施すること等が考えられます。 「保護者との連携」は具体的には引渡し訓練を指します。年1回以上引渡し訓練を実施し、発災時に児童を保護者へ引渡すまでの連絡体制や対応フローをご確認いただくようお願いします。
3	不審者訓練と避難訓練について、災害対策の避難訓練と不審者訓練は一度に行わなければならないのか。	不審者訓練と災害に備えた避難訓練を別々の日に実施することは問題ありません。 避難行動を伴う不審者訓練を実施しても、災害時の避難訓練をしたことにはならないため、注意が必要な旨を集団指導講習会にてお伝えした次第です。
4	雇入れ健康診断を受診していれば、年1回の健康診断は不要か。	雇入れ時健康診断の実施日から1年間については、雇入れ時健康診断で実施した項目を年1回の定期健康診断で省略することができます。よって定期健康診断は省略可能です。 しかし、定期健康診断を1回省略したことで、雇入れ時健康診断から次回の定期健康診断までの期間が1年以上空くことは望ましくありませんので、ご注意ください。 根拠法令等：「労働安全衛生規則」第43条、第44条
5	主任加算について主任保育士は8:30～17:30の勤務が主な勤務形態となっている。 早番の考え方がわからない。	主任保育士専任加算は、主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させ、必要保育士数を超えて代替保育士を配置することが加算の要件となっています。そのため、主任保育士専任加算をとっている場合には、緊急対応の場合を除き、主任保育士が保育に従事することは認められません。 スライドにおいて、「早番で必要保育士数の一人として勤務」の例を記載したのは、早番の保育士2名の内1名が主任保育士であったという指摘事例を念頭にご説明したものです。ご質問のような勤務形態の主任保育士については、早番には入っていないと思われるのですが、日中においても必要保育士数の1名として保育に従事している場合には加算の要件を満たさなくなますのでご注意ください。 根拠法令等：「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙2 VI 1

令和6年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

<運営関係>

No	質問	回答
6	重要事項説明書の掲示はファイルにとじるだけでなく、掲示をしなければならぬのか。掲出場所がない場合は屋外に掲示板を作っても掲示が必要か。	大田区の運営基準条例や、その元となる内閣府令では、「施設内の見やすい場所に運営規程の概要・職員の勤務の体制、利用者負担、その他利用者の選択に資すると認められる重要事項を掲示」しなければならないとされています。 施設内の見やすい場所との定めになりますので、必ずしも屋外の掲示板を作成する必要はありません。玄関や職員室の周囲のスペースでは掲示が難しい場合、保育室への通路など見やすい場所が他にないか、ご検討をお願いいたします。 また、掲示する必要があるのは重要事項説明書や園のしおりの全部のページということではありません。上記条文の項目を満たした概要版を掲示していただければ問題ありません。大田区公立保育園の重要事項説明書兼入園のしおり全47ページと、掲示用の重要事項5ページを指導検査担当のホームページに参考掲載しております。 ( <a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/sankou.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/sankou.html</a> ) ただし、掲示スペースの大小については各園で様々な事情があるかと思えます。上記の様な工夫を重ねても、物理的に掲示できない場合は、施設内の見やすい場所に重要事項をファイルに綴じていつでも自由に手に取れるようにしておくとともに、そのファイルの置き場所が一目で分かるように工夫していただいている場合などは、指摘事項にはしていません。 根拠法令等：「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第23条
7	安全計画に基づく取組みの周知とは、計画書を周知すればよいのか、それとも具体的な取組みの内容を周知すればよいのか。	職員については、安全計画の計画書を周知し、計画に基づいた研修や訓練を定期的実施することが必要です。 保護者については、安全計画及び園が行う安全に関する取組みの内容を周知することとされています。このため、安全計画自体を保護者が見えるところに掲示していただいたり、取組みの内容について保護者会や園だよりを活用したり、日々の保護者とのコミュニケーションの中でお伝えするなど、園の状況に合わせて工夫していただけますようお願いいたします。 根拠法令等：「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」
8	連絡帳を何度も紛失する家庭でも連絡帳代の徴収はしてはいけぬのか。	保護者との連絡を取る方法として連絡帳を園が選択した場合には、連絡帳代を保護者に負担いただくことは認められません。どのような工夫をしたら連絡帳を紛失しにくくなるか保護者とご相談いただくことや、連絡帳を短期間分に分割してお渡しする等、ご家庭の状況に応じて援助をお願いします。 根拠法令等：「31ご保発第12458号 私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について（通知）」
9	水害時の訓練においては、垂直避難のため屋外避難とはならないが、問題ないか。	園の立地や建物の構造から、水害時に外に避難するより高所に避難するほうが安全であると判断され、避難確保計画に定めている場合には、垂直避難訓練を行っていただければ問題ありません。 屋外へ避難する訓練を追加で行う必要もございません。
10	重要事項の掲示について、各園ごとにホームページに掲示が必要なのか。 法人として重要事項をホームページに掲示すれば問題ないか。	法人サイトのトップページ等に各園の重要事項説明書をまとめて掲載するような形であれば、問題ありません。 但し、各園で定員や開所時間等に違いがあると思いますので、法人として同一の様式のみを掲示しており、各園の実態と相違が見られる場合は、重要事項説明書の項目を満たしておらず指導の対象となる可能性があります。 根拠法令等：「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第23条
11	延長保育時に保育士が急な体調不良になった場合、施設長や主任が代わりに延長保育に入り保育を行うことは指導対象となるか。	緊急対応であれば、施設長や主任保育士が一時的に保育に入ることは認められています。 根拠法令等：「公定価格に関するFAQ」57、159

## 令和6年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

### <運営関係>

No	質問	回答
12	消火訓練の際に本物を使用することができずやり方や手順の確認になってしまふ。水消火器を練習用で設置すべきか。 通報訓練も実際には消防には連絡せず、連絡をするマネをした訓練でもよいのか。	消火訓練については、消火器を火災発生場所まで持ち出し、火元に向けて照射するような素振りを行っていただければ、実際に使用する必要はありません。初期消火活動の動きをスムーズに行えるよう、一連の動作を確認することが重要となります。 また、通報訓練は災害時に通報するような内容（園の住所や火災の状況など）を通報の流れとともに確認するため、内線を利用し通報役と消防機関役に分かれて訓練をする方式でも構いません。 なお、消火訓練・通報訓練共に、所轄消防署にご相談いただき、消防署員に園に訪問していただいたり機材等の貸出を受けたり、訓練の内容などについてアドバイスを受けられる場合がありますので、ご参考にしてください。
13	避難確保計画の作成と訓練の実施について、どのような計画なのか。 警戒区域外であれば作成は不要か。	避難確保計画については、大田区の地域防災計画において、浸水想定区域内・土砂災害（特別）警戒区域に位置する要配慮者利用施設施設の一覧が定められており、その施設が作成の対象となっています。警戒区域外であれば、作成は不要です。 例年、保育サービス基盤担当から各園に対して避難確保計画作成や訓練実施報告等の依頼がされていますので、様式等についてはそちらをご確認ください。 根拠法令等：「5こ保発第16574号 「洪水時等の避難確保計画に基づく、訓練実施及び訓練計画の報告について」
14	重要事項のインターネット上での公表について、保護者のみでの公表でよいのか。 一般向けに公表する場合、園児の写真を使用している場合はプライバシー保護の観点から削除したものを公表しても問題ないか。	重要事項については公衆の閲覧に供するものとされていますので、保護者向けのサイトではなく、園のホームページに掲載していただくようお願いいたします。 また、掲載する内容については概要版でも結構ですので、プライバシーの保護等については各園でご判断していただくようお願いいたします。 根拠法令等：「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第23条
15	育児休業中の保育時間について、8時間を超えても延長料金は請求できないと言われたが、最大8時間なら延長保育料を請求してもよいのか。	育児休業中も園と保護者のご相談の上8時間を超える保育を受けることはできますし、延長保育の契約をしていなくてもお迎えの遅延により時間を超過する場合も生じます。この際の料金については、保育標準時間認定の場合は開園時間（11時間）を超えた利用について、保育短時間認定の場合は保育園が定めた8時間以外の時間帯の保育の利用について、延長保育料を請求できます。
16	標準時間は8時間としているが、職員の中には根強く9～16時預りだと思っている職員がいる。育休中の保護者の短時間保育は保護者の意向によるものでよいか。	育児休業中の保育の利用時間は、開園時間内の最長8時間を原則とします。これは、大田区として統一の扱いとなっております。 そのため、9時から16時までの7時間しか預らないといった制限をかけるのはおやめください。 根拠法令等：「入園申し込みのしおり」（大田区で作成したもの）
17	処遇改善加算Ⅱについて 年度途中で退職した職員の加算を他の職員に付けることは可能か。	可能です。国のFAQにも「年度途中で計画時には想定していなかった休業などが発生した場合は、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うこと」と回答があります。 詳しくはこども家庭庁のホームページに掲載のあるFAQをご参照ください。 根拠法令等：「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善Ⅱ）に関するFAQ」1-28
18	B C Pの作成が項目にないが、今年度は指導検査の対象外か。	業務継続計画は、児童の安全確保や災害時・感染症蔓延時の園の運営のため積極的な作成が望まれますが、東京都の検査基準の改定により、検査の評価基準から外れていますので、大田区も検査では対象とはしていません。

令和6年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

<運営関係>

No	質問	回答
19	避難訓練は原則屋外へと、当年度から強調されていたが、すでに年間訓練計画を策定しており、園舎内までの避難の月もある。訓練を増やさなければならないか。また、防災備蓄等、災害対策の場面では、園舎が安全であれば園舎内に避難する方が良いと言われており、園としても備蓄物品の充実や非常用電源への切り替えの訓練等を実施しているが、それでも園舎外への避難が必要か。	<p>運営のスライド「避難訓練については避難先を屋外とすることを基本とすること」としてありますが、ご説明したとおり、天気が悪かったり、気温が高い時などは、無理に外に避難する必要はありません。また、園舎内までの避難訓練しかしていない月があることを持って、即指摘事項となるものではありません。</p> <p>安全な避難先・避難経路は、災害の想定により変わります。水害対策訓練の場合、保育所の立地によって園舎内での垂直避難が適切な場合があります。また、地震対策訓練で、保育所の建物に被害が生じておらず避難所等へ行かない想定が訓練が行われる場合もあると思います。</p> <p>一方で、地震対策訓練であっても震度や建物等の被害状況により、園舎外への避難が必要になる場合があります。また火災想定訓練においては園舎外への避難をすることになると考えられます。避難訓練と同じく毎月実施が求められている消火訓練を、避難訓練とは別の訓練として職員だけで初期消火体制を取る訓練をされている園もあるかと思えます。しかし、地震の後の火災発生など、様々な想定の実践を実施していただき、実際の災害へ対応できるようにしていただくことが望まれます。</p>

令和6年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

<保育関係>

No	質問	回答
20	<p>ミルクの検食について</p> <p>①1日の中で複数回作るタイミングがあるがいつ実施すると良いか。また検食する量はどのくらいか。</p> <p>②検食担当者は施設長か、誰でもよいのか。</p> <p>③記録はどのようにすると良いか。</p>	<p>①ミルクの検食は、同じミルク缶、お湯を使用して調乳している場合の例で、作った最初に検食をしている園もあります。ミルクは、各園で調乳や提供の状況が異なるので、園の状況にあわせて、異味・異臭・その他の異常等に気付くことのできる方法をご検討ください。検食する量の明記はありませんが、異味、異臭、その他の異常などが確認できる量の検食を食事提供前に行ってください。</p> <p>②検食を施設長以外の職員が行う場合は、異常があった場合等、施設長に報告をし、その報告を受けて食事の提供を中止できる体制を職員に周知し共有してください。</p> <p>③検食記録簿には、異味・異臭・その他の異常があるかどうか等を記載してください。園によって様式や記録の仕方は異なりますので、今現在使用している検食簿を活用するか等も含め記録に残せるような方法をご検討ください。 根拠法令等：「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」</p>
21	<p>ミルクの検食の保存について</p> <p>①ミルクの保存は必要か。</p> <p>②記録は必要か</p> <p>③缶を開けた最初の1スプーン、最後の1スプーン(20g)を保存していたところ、不要と言われて止めているが、保存した方がよいか。</p>	<p>①ミルクの検食の保存は、調乳方法など園によって違うので、大量調理施設衛生管理マニュアルをふまえて園の状況を鑑みできる範囲で可能な限り行っていただけるよう方法をご検討ください。</p> <p>②ミルク保存時の記録については、園で実施している保存について実施したことがわかるように記録しておくが良い。(納品日、購入日と合わせて、ロット番号、消費期限等を記入しておく。)</p> <p>③園でできる可能な限りの保存をしておくが良い。(納品日、購入日と合わせて、ロット番号、消費期限等を記入しておく。)</p>
22	<p>ミルクの検食保存は公立園ではどのような形で行っているかを知りたい。</p>	<p>区は「大田区立保育園における調乳マニュアル」に基づき実施しています。 参考にマニュアルが必要な場合は、基盤担当にお問い合わせください。</p>
23	<p>市販のお菓子についても検食は必要か。</p>	<p>保育園で提供する給食は市販の菓子類であってもすべて検食をしてください。 根拠法令等：「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」</p>
24	<p>法外援護費の⑧、⑨について夕食は含まれているか。</p>	<p>夕食は含まれていません。月極延長保育・スポット延長保育のいずれにおいても、夕食を提供する際には保護者から実費の徴収が可能です。</p>
25	<p>土曜日でも11時間開所が必要か。</p>	<p>土曜日における入所児童の利用希望がない日または時間帯については、施設の開所を求めています。なお、緊急連絡先の周知等、ご注意いただきたい事項がありますので、下記通知を改めてご確認いただければと思います。 令和3年2月26日「土曜日閉所減算に係る取扱いについて」</p>
26	<p>緊急時、主任保育士が保育記録や午睡当番をしても問題ないか。</p>	<p>緊急時は、その対応でいいですが、その状態が継続する場合や判断に迷う時は保育サービス基盤担当に相談してください。</p>
27	<p>検便について、以前指導検査で調理調乳を行わない場合は提出不要と言われたが、どこまでが調理に含まれるのか。配膳や給食は調理に当たるのか。</p>	<p>検便は調理従事者、調乳担当者は行うこととされています。配膳する職員の検便検査は求められていません。 根拠法令等：「社会福祉施設における衛生管理について」「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」</p>

令和6年度 私立認可保育所 集団指導講習会 質問

<保育関係>

No	質問	回答
28	習い事の迎えの際、保護者からコドモン連絡帳で知らせてもらっているが、他に書面が必要か。	国の通知「児童保育施設等における児童の安全確保について」では「保護者以外の者が迎えにくる場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか」と記載されています。貴園においては連絡帳で事前に知らせてもらうことで確認をとっているとのことですので、それが園と保護者との約束事として守られていること、そのうえで、引き渡しに間違いが生じないよう書面が必要であると園が判断した場合は、より安全な方法を園でご検討ください。 根拠法令等：「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
29	乳児の個別月案は3歳の誕生日前日までとのことだが、誕生日を向かえた子は2歳児クラスでも記入しなくてよいのか。	3歳の誕生日前日までが必要です。 3歳を迎えたことについては、こどもの発達状況等を踏まえ作成を継続するかは、各園でご検討いただけると思います。
30	①保育内容編スライド5-1の「個人別記録」に関して 現状は0～2歳児全員に対して作成していますが、2歳児クラスは一律で不要でしょうか？それは大田区としての見解ではなく、国の見解ということで間違いはないか。  ②保育内容編スライド16-4の「衛生管理」内「ミルクの検食」に関して 弊園は1歳児以上が対象の為ミルクの提供がありませんが、他の自治体にも園がある為確認させていただきたいです。ミルクの検食に関して、同じタイミングで調乳したものはまとめて1回の検食を行い、保存食と記録を残す必要もあるということでしょうか？区立園で実施されている具体的な検食の方法を教えてください。また、ミルクにも検食が必要というのは大田区と、国のどちらの見解か。	①個人別記録は、0、1歳児クラスは作成が必要となります。2歳児クラスは個人別記録作成の必要はありませんが、一人一人のこどもの心身の発達や活動の実態に即して、園として作成するかどうかをご検討ください。こちらについては、東京都の基準に基づいて大田区の検査基準でお示しています。 (根拠：「保育所保育指針」第1章3(3)エ、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第17条)  ②・ミルクは園で食事として提供しているものですので、大田区では検食するようお伝えしており、検査で確認をしています。特に提供前の検食は、こどもに安心安全な食事を提供することから、異味・異臭・異物混入等を発見するために検食をお願いします。ミルクの検食の保存については、調乳方法など園によって違うので、大量調理施設衛生管理マニュアルをふまえて、園の状況でできる範囲で可能な限り行っていただけるようお願いいたします。衛生管理の観点で実施していただき、食中毒が発生した場合、原因や経路がたどれるようにしておいてください。 ・区立園での具体的な検食の方法については栄養担当（栄養士）にお問い合わせください。資料提供については基盤担当にお問い合わせください。 (根拠：雇児総発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」、平成8年社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」、社援施第65条「社会福祉施設における衛生管理について」、雇児雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」)